

○財務省告示第七十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年四月十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二 十二回、第二百二十五回、第二百二 十六回、第二百二十八回及び第百 三十一回）及び利付国庫債券（三 十年）（第四回、第五回、第六回、 第七回、第十二回、第十三回、 第十四回、第十六回、第十八回、 第二十一回、第二十二回、第二 十三回、第二十四回、第二十五 回、第二十六回、第二十七回、 第二十八回、第三十回、第三十 一回及び第三十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五 募入決定の  
 六 発行額  
 七 払込金額  
 八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行行  
 十一 発行価格  
 十二 利率  
 十三 経過払込み

各申込みのうち、その応募額を順次に  
 割り当てる。この際、各申込みの額が  
 額面金額（別表の九百八十九億円  
 三千万二千二百九十億二千六百十五  
 万円）以内の別表のとおり、六十五  
 万円、振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録による最低額面金と  
 する。平成二十四年四月十日、額面金  
 平成二十四年四月十日、額面金  
 発行対象国債のごとく、額面金  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり、  
 (二) 別表のとおり、  
 式により算出した金額を次の算  
 式による規定する。期日に払い込  
 むものとする。この際、各発行対象  
 国債の額面金額の金利前額／子に  
 各発行対象国債の額面金額の金利前  
 額×各発行対象国債の発行日かま  
 だの発行日／365  
 支規数に  
 発行時  
 におい  
 て、そ  
 の利子

十  
四

利  
子

十 十 十  
七 六 五

十  
八

償 還 債 金 限 額  
入 札 の 基 額  
準 と す る 対 象  
各 国 債 の 利 子  
象 回 債 の 支 払  
利 回 債 の 支 払  
元 利 金 支 払  
払 場 所

第 十 号 規 定 の 支 払 期 日 後 の 各  
 行 象 債 の 支 払 期 日 後 の 各  
 対 象 債 の 支 払 期 日 後 の 各  
 式 各 支 払 期 日 後 の 各  
 。 算 出 し 金 額 を 支 払  
 う 当 た り 支 払 期 日 後 の 各  
 日 支 払 期 日 後 の 各  
 日 支 払 期 日 後 の 各  
 す る 日 支 払 期 日 後 の 各  

$$\frac{\text{償還債金の額} \times \text{各} \times \text{各}}{100 \times 1 \times 2}$$
 別 表 の 額 におり  
 ( 別 表 の 額 におり  
 額 二 十 四 年 四 月 五 日 付 日 本  
 平 成 十 四 年 四 月 五 日 付 日 本  
 証 券 業 協 会 が 発 行 し た 公 債 店  
 頭 売 買 参 考 統 計 表 に 掲 載 さ れ  
 た 各 回 債 の 平 均 値 の 単  
 利 回 債 の 支 払  
 日 本 銀 行 と す る 。  
 本 銀 行 と す る 。

償 還 債 金 限 額  
 入 札 の 基 額  
 準 と す る 対 象  
 各 国 債 の 利 子  
 象 回 債 の 支 払  
 利 回 債 の 支 払  
 元 利 金 支 払  
 払 場 所

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十四年四月十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	一・八%	平成九年四月二十二日	十八億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	二・二%	平成九年四月二十三日	四十八億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	二・〇%	平成九年四月二十三日	八十九億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	一・九%	平成九年四月二十三日	六十六億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	一・七%	平成九年四月二十三日	七百七十三億円
利付国庫債券 (第三十四年)回第二十	二・九%	平成十年四月二十二日	九億円
利付国庫債券 (第三十五年)回第二十	二・二%	平成十年四月二十三日	一億円
利付国庫債券 (第三十六年)回第二十	二・四%	平成十年四月二十三日	九億円
利付国庫債券 (第三十七年)回第二十	二・三%	平成十年四月二十四日	三百六十九億円

（利付第三十国二十年庫八回）	（利付第三十国二十年庫七回）	（利付第三十国二十年庫六回）	（利付第三十国二十年庫五回）	（利付第三十国二十年庫四回）	（利付第三十国二十年庫三回）	（利付第三十国二十年庫二回）	（利付第三十国二十年庫一回）	（利付第三十国二十年庫八回）	（利付第三十国二十年庫六回）	（利付第三十国二十年庫四回）	（利付第三十国二十年庫三回）	（利付第三十国二十年庫二回）
二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・五%	二・四%	二・〇%	二・一%
平成二十五年十月三日	平成二十四年十二月十九日	平成二十四年十二月十九日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十七日	平成二十四年十二月十七日	平成二十四年十二月十六日	平成二十四年十二月十六日	平成二十四年十二月十五日	平成二十四年十二月十五日
七十億円	四十七億円	四百五十三億円	四百三十二億円	四百八十九億円	十億円	九十二億円	三百三十三億円	三百七十五億円	二百九十七億円	三百三十一億円	四十九億円	六十九億円

（利付第三十年庫三回） （利付第三十年庫一） （利付第三十年庫回）	（利付第三十年庫一） （利付第三十年庫回）	（利付第三十年庫回）
二・〇%	二・二%	二・三%
平成九年五月二十二日	平成九年五月二十一日	平成九年五月二十一日
五十億円	二十億円	九十億円